

市・府民税申告の臨時窓口を設置します

区役所・支所臨時窓口開設期間：2月1日(月)～3月15日(火) (土・日・祝は除く)

●市・府民税の申告をされる方へ

市・府民税の申告は、市税事務所及び上記期間中については、区役所・支所の臨時窓口で受け付けます。

対象：28年1月1日現在、市内在住で、27年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方。

※27年分の所得税の確定申告をした方や、27年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方は、通常、申告は不要です。

なお、前年に申告された方には、1月末頃に申告書の用紙を送付します。

●所得税及び復興特別所得税の確定申告は税務署へ

対象：①事業所得や不動産所得等から算出される所得税額がある方、②給与所得金額以外の金額が20万円を超える方や、給与収入が

2,000万円を超える方等。
※所得税及び復興特別所得税が戻る場合があります。

給与所得者や公的年金等受給者で、①給与支払者や公的年金等支払者へ届け出をされている以外に、社会保険料、生命保険料等の所得控除がある方、②多額の医療費を支払った方、③住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方は、税務署へ所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出すると、源泉徴収された税金が還付されることがあります。

なお、給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書については市税事務所及び区役所・支所等の臨時窓口でも受け付けます。

●市・府民税、所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月16日(火)～3月15日(火) (土・日は除く。)

☎＝市税事務所 (市民税第1担当) (☎746-5824)

●市・府民税の申告をされる方へ

市・府民税の申告は、市税事務所及び上記期間中については、区役所・支所の臨時窓口で受け付けます。

対象：28年1月1日現在、市内在住で、27年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方。

※27年分の所得税の確定申告をした方や、27年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方は、通常、申告は不要です。

なお、前年に申告された方には、1月末頃に申告書の用紙を送付します。

●所得税及び復興特別所得税の確定申告は税務署へ

対象：①事業所得や不動産所得等から算出される所得税額がある方、②給与所得金額以外の金額が20万円を超える方や、給与収入が

2,000万円を超える方等。
※所得税及び復興特別所得税が戻る場合があります。

給与所得者や公的年金等受給者で、①給与支払者や公的年金等支払者へ届け出をされている以外に、社会保険料、生命保険料等の所得控除がある方、②多額の医療費を支払った方、③住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方は、税務署へ所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出すると、源泉徴収された税金が還付されることがあります。

なお、給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書については市税事務所及び区役所・支所等の臨時窓口でも受け付けます。

●市・府民税、所得税及び復興特別所得税の申告期間は、2月16日(火)～3月15日(火) (土・日は除く。)

☎＝市税事務所 (市民税第1担当) (☎746-5824)

●ボランティア経験者枠が新設されました

第5回を迎える京都マラソン2016。「ボランティア経験者枠」の新設により、地域で活躍される方にも参加の機会が広がりました。上京区からも過去にボランティアを経験したランナーが走ります。みなさんで応援しましょう！

京都マラソン2016

2月21日(日) 雨天決行

8時55分 車いす競技スタート

9時 マラソン・ペア駅伝スタート

15時 マラソン・ペア駅伝終了

大会当日はノーマイカーデーにご協力をお願いします。

☎ 市民スポーツ振興室 (☎366-0314)

確定申告について

●確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！

①税務署に向く必要がありません

ご自宅のプリンタで申告書を印刷し、郵送等で提出いただけるため、大変便利です。混雑した確定申告会場にお越しいただく必要はありません。また、「e-Tax (電子申告)」を利用して提出することもできます。



②いつでも利用できます

確定申告期間中は24時間いつでもご利用できます。(メンテナンス時間を除く。)

③自動計算機能で計算間違いがありません

画面の案内に従って、金額等を入力するだけで、税額等が自動計算されます。

④前年データが利用できます

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

●上京税務署の確定申告会場について

日時 2月4日(木)～3月15日(火) 9:00～17:00 (土・日・祝を除く。)
※混雑状況により、16:00ごろ受付を終了する場合があります。

場所 西陣織会館6階展示場 (堀川通今出川南入)
※会場にお越しの際は、バス等の公共交通機関をご利用ください。
※上京税務署では、上記期間中は申告相談を行いません。なお、開設前(2月3日まで)は通常どおりの窓口となりますので、相談等を受け付けますが、混雑状況によっては長時間お待ちいただくことがあります。

●公的年金等を受給されている方へのお知らせ

公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合はその合計額)が400万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出は不要です(府・市民税の申告が必要な場合があります。)
※所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

●復興特別所得税の記載漏れにご注意！

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付が必要です。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。記載漏れにご注意ください。

☎＝上京税務署 (☎441-9171) (代)

平成28年度 市・府民税の主な変更点

●ふるさと納税について

(1) 寄付金税額控除額の拡充

平成27年1月1日以降に地方自治体へ寄付をされた場合の寄付金税額控除の上限額が約2倍に拡充されました。

(2) ワンストップ特例制度の創設

平成27年4月1日以降の寄付について、ワンストップ特例制度として寄付先の自治体へ申告特例申請書を受け取るための税の申告をされなくても、所得税相当分を含む寄付金税額控除が個人市・府民税から控除されることとなりました。

この「ワンストップ特例制度」を使うためには、以下の条件をすべて満たす必要がありますので、事前にご確認ください。

・平成27年1月1日～3月31日の間

にふるさと納税をされていない方
・申告特例申請書の提出先が5自治体以下である方
・もともと確定申告をする必要のない給与所得者等の方

※上記以外の方は、従来どおり確定申告書又は市・府民税申告書に寄付をされた金額すべてを記載してください。

●京都府豊かな森を育てる府民税について

平成28年度から、府民の暮らしの安全・安心を守るための森林の整備・保全や森林資源の循環利用を目的とした「京都府豊かな森を育てる府民税」として個人の府民税(均等割)に年額600円が上乗せされます。詳しくは、府林務課(☎414-5016)へ。
☎＝市税事務所 (市民税第1担当) (☎746-5824)

一市税の納め忘れはありませんか？



2月と3月は「滞納整理強化期間」です

本市では、納税の公平性と市税収入を確保するため、滞納市税の徴収強化に努めています。そのため、2月と3月の2か月間を今年度2回目となる市税の「滞納整理強化期間」に設定し、全市で集中的に市税徴収を進めていきます。

この期間中は、昼間や平日に連絡がとれない方に対して、夜間・休日にも各戸訪問や電話により、納税の指導、催告を実施します。また、納付

に進展がない滞納者に対しては、法令の規定に基づき、徹底した財産(預貯金、給与、生命保険、不動産、動産等)調査や実態調査を行い、財産がありながら納税されない場合は、差押えを実施します。

特別な事情があって市税の納付が困難な場合は、早急に税務センターまでご相談ください。

☎＝税務センター (☎441-5096、2階②番窓口)

●前回の正解は 本法寺多宝塔です。

●ここはどこ? 第238回

正解者の中から、抽選で3名の方に記念品を差し上げます。

はがきに、答えと住所・氏名・年齢・本紙への感想等(感想は紙面で掲載の場合あり)をご記入のうえ、〒602-8511 上京区役所「かみぎょう」係まで。締切りは1月31日(消印有効)。

多数のご応募ありがとうございました。

本法寺(小川通寺ノ内上)は、山号を叡昌山といひ、永享年間(一四二九～一四四一)に日親上人により創建されたと伝えられています。

上京区内には数多くの寺院がありますが、木造の塔があるのは本法寺だけです。

この多宝塔は屋根の下がよく締まって典型的な美しい姿をしており、文化五年(一八〇八)に建造されたことが棟札によって判明しました。境内の他の建物とともに京都府の有形文化財に指定されています。(い)

ヒント 彫られた文字から所在地がわかります。

